県　章

沖縄県公報

毎週月・木曜日
発　行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　　次

告　　示

○沖縄県中小企業体質強化資金助成制度規程の一部を改正する告示（告示第631号）……1
○沖縄県中小企業振興資金融資制度規程の一部を改正する告示（告示第632号）……3
○沖縄県特別振興業種育成資金融資制度規程の一部を改正する告示（告示第633号）……6

訓　　令

○沖縄県中央卸売市場自家用電気工作物保安規程（訓令第48号）……7

告　　示

沖縄県告示第631号

沖縄県中小企業体質強化資金助成制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和58年10月６日

沖縄県知事　西　銘　順　治

沖縄県中小企業体質強化資金助成制度規程の一部を改正する告示

沖縄県中小企業体質強化資金助成制度規程（昭和55年沖縄県告示第459号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（報告）

第11条　取扱金融機関は、融資に係る毎月の融資状況並びに６月、10月、12月、２月及び３月末日における各年度に融資した融資残高状況をそれぞれ中小企業体質強化資金助成制度融資実績報告書（第１号様式）、中小企業体質強化資金助成制度融資残高状況報告書（第２号様式）により、翌月の10日までに保証協会に報告しなければならない。

２　保証協会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告書の写しをそれぞれ中小企業体質強化資金助成制度融資実績報告集計書（第３号様式）、中小企業体質強化資金助成制度融資残高状況報告集計書（第４号様式）に添えて、報告を受けた月の15日までに知事に報告しなければならない。

第12条第１項中「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書（第３号様式）」を「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶通知書（第５号様式）」に改め、同条第２項中「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書（第４号様式）」を「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書（第６号様式）」に改める。

別表の取扱金融機関の欄中

「	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄相互銀行 商工組合中央金庫那覇支店 沖縄信用金庫 コザ信用金庫 ただし、７については、商工組合中央金庫那覇支店及び沖縄信用金庫は除く。」	を	「 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄相互銀行 沖縄信用金庫 コザ信用金庫 ただし、７については、沖縄信用金庫は除く。 」　に改める。

第４号様式中「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書の提出について（　月）」を「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書」に改め、同様式を第６号様式とし、第３号様式中「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶報告書の提出について（　月）」を「中小企業体質強化資金助成制度融資拒絶通知書」に改め、同様式を第５号様式とし、第２号様式中「中小企業体質強化資金助成制度融資実績報告書」を「中小企業体質強化資金助成制度融資実績報告集計書」に改め、同様式を第３号様式とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第11条関係）

昭和　年　月　日

中小企業体質強化資金助成制度融資残高状況報告集計書（　　年　　月末）

沖縄県知事　　殿

沖縄県信用保証協会

単位：千円

融資の種類		年度		年度		年度		年度		年度		年度		合計	
		件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
大型店等進出対策融資	大型店進出対策														
	大企業進出対策														
下請中小企業対策融資															
地場産業対策融資	一般対策														
	基地対策														
	倒産防止対策														
	過疎地域対策														
	地場産業対策														
	計														
組合共同事業対策融資															
合計															

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第11条関係）

昭和　年　月　日

中小企業体質強化資金助成制度融資残高状況報告書（　　年　　月末）

沖縄県知事　　殿

沖縄県信用保証協会

単位：千円

融資の種類		年度		年度		年度		年度		年度		年度		合計	
		件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
大型店等進出対策融資	大型店進出対策														
	大企業進出対策														
下請中小企業対策融資															
地場産業対策融資	一般対策														
	基地対策														
	倒産防止対策														
	過疎地域対策														
	地場産業対策														
	計														
組合共同事業対策融資															
合計															

附　則

この告示は、昭和58年10月6日から施行する。

沖縄県告示第632号

沖縄県中小企業振興資金融資制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和58年10月6日

沖縄県知事　西　銘　順　治

沖縄県中小企業振興資金融資制度規程の一部を改正する告示

沖縄県中小企業振興資金融資制度規程（昭和51年沖縄県告示第324号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「小規模企業対策資金については保証協会に、組織強化育成資金及び中小企業事業振興資金については」を削る。

第9条第4項を次のように改める。

4　取扱金融機関は、県融資制度に係る毎月の融資状況並びに6月、10月、12月、2月及び3月末日における各年度に融資した融資残高状況をそれぞれ沖縄県中小企業振興資金融資実績報告書（第3号様式）、沖縄県中小企業振興資金融資残高状況報告書（第4号様式）により、翌月の10日までに保証協会、中央会又は公社に報告しなければならない。

第10条第３項を次のように改める。

３　保証協会、中央会又は公社は、前条第４項の規定による報告を受けたときは、当該報告書の写しをそれぞれ沖縄県中小企業振興資金融資実績報告集計書（第５号様式）、沖縄県中小企業振興資金融資残高状況報告集計書（第６号様式）に添えて、報告を受けた月の15日までに知事に報告しなければならない。

第12条中「沖縄県中小企業振興資金融資拒絶書（第５号様式）」を「沖縄県中小企業振興資金融資拒絶書（第７号様式）」に改める。

別表中

「

経営振興資金	１　特産品製造業 （知事が別紙により定める業種） ２　近代化促進業種 （知事が別紙により定める業種） ３　中小商業者 （県経営指導課の企業診断を受け、その勧告に従い、経営の近代化を行う中小商業者） ４　経営環境及び需要構造の変化に対応して事業転換を図る県内中小企業者 ５　下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第２項に規定する親事業者であり、かつ、公社に発注企業として登録している中小企業者で、公社が推せんするもの ６　その他、知事が特に必要と認める者

」を

「

経営振興資金	１　特産品製造業 （知事が別紙により定める業種） ２　近代化促進業種 （知事が別紙により定める業種） ３　中小商業者 （県中小企業指導課の企業診断を受け、その勧告に従い経営の近代化を行う中小商業者） ４　旅館・ホテル業 （観光の振興に寄与するものに限る。） ５　経営環境及び需要構造の変化に対応して事業転換を図る県内中小企業者 ６　下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第２項に規定する親事業者であり、かつ、公社に発注企業として登録している中小企業者で、公社が推せんするもの ７　その他知事が特に必要と認める者

」に改める。

別紙の２の(1)中「、銑鉄鋳物」を「、銑鉄鋳物、建設用金属製品、建築用金属製品（アルミニウム製のものの半製品を含む。）、鋼構造物工事、建具工事（建築用金属製品に係るものに限る。）、生コンクリート」に改め、２の(2)中「生コン、建具」を「建具」に改める。

第２号様式中「融資（保証）依頼書」を「融資依頼書」に、「融資（保証）」を「融資」に改める。

第5号様式を第7号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第10条関係）

昭和　年　月　日

沖縄県中小企業振興資金融資残高状況報告集計書（　　年　　月末）

沖縄県知事　　殿

団体名

単位：千円

融資の種類	年度		年度		年度		年度		年度		年度		合計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
経営振興資金														
組織強化育成資金														
小規模企業対策資金														
中小企業事業振興資金														
合計														

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第9条関係）

昭和　年　月　日

沖縄県中小企業振興資金融資残高状況報告書（　　年　　月　　日）

殿

取扱金融機関名

単位：千円

融資の種類	年度		年度		年度		年度		年度		年度		合計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
経営振興資金														
組織強化育成資金														
小規模企業対策資金														
中小企業事業振興資金														
合計														

附　則

この告示は、昭和58年10月6日から施行する。

沖縄県告示第633号

沖縄県特別振興業種育成資金融資制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和58年10月６日

沖縄県知事　西　銘　順　治

沖縄県特別振興業種育成資金融資制度規程の一部を改正する告示

沖縄県特別振興業種育成資金融資制度規程（昭和53年沖縄県告示第472号）の一部を次のように改正する。

第10条中「商工観光部経営指導課」を「商工労働部中小企業指導課」に改める。

第13条を次のように改める。

（報告）

第13条　保証協会は、融資に係る毎月の融資状況並びに６月、10月、12月、２月及び３月末日における各年度に融資した融資残高状況をそれぞれ特別振興業種育成資金融資実績報告書（第３号様式）、特別振興業種育成資金融資残高状況報告書（第４号様式）により、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。

第14条第１項中「特別振興業種育成資金融資拒絶書（第４号様式）」を「特別振興業種育成資金融資拒絶書（第５号様式）」に改める。

第４号様式を第５号様式とし、第３号様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第13条関係）

昭和　年　月　日

特別振興業種育成資金融資残高状況報告書（　　年　　月末）

沖縄県知事　　殿

沖縄県信用保証協会理事長　　㊞

単位：千円

金融機関名	年度		年度		年度		年度		年度		合　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合　計												

附　則

この告示は、昭和58年10月６日から施行する。

訓　　令

沖縄県訓令第48号

沖縄県中央卸売市場自家用電気工作物保安規程

（趣旨）

第1条　この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第74条第3項において準用する同法第52条第1項の規定により、沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（遵守義務）

第2条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務（以下「保安業務」という。）を行う者は、電気関係法令及びこの訓令を遵守しなければならない。

（保安業務の組織等）

第3条　保安業務を執行する組織構成及び指揮命令系統並びに職務分掌及び職務権限は、別表第1のとおりとする。

（主任技術者の設置及び職務）

第4条　中央卸売市場建設室（以下「建設室」という。）に、法第72条に規定する主任技術者を置く。

2　主任技術者は、中央卸売市場建設室長（以下「室長」という。）を補佐し、電気工作物の保安業務を監督しなければならない。

3　主任技術者は、次の各号に掲げる保安業務を行うものとする。

(1)　電気工作物に係る保安教育に関すること。

(2)　電気工作物の工事に関すること。

(3)　電気工作物の保守に関すること。

(4)　電気工作物の運転操作に関すること。

(5)　災害時における電気工作物の保安に関すること。

4　主任技術者の電気工作物に関する意見は、尊重されるものとする。

（管理者の義務）

第5条　管理者（市場における保安業務の総括管理を行う者としての沖縄県農林水産部長をいう。以下同じ。）は、電気工作物に関する保安上の重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2　管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し決定するものとする。

3　管理者は、所管庁が法令に基づいて電気工作物に係る検査を行う場合には、主任技術者を当該検査に立ち合わせるものとする。

（従業者の義務）

第6条　保安業務に従事する者（以下「従業者」という。）は、主任技術者がその保安のために行う指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第7条　管理者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に主任技術者に代わってその職務を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2　代務者は、主任技術者が不在の時は、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第8条　知事は、主任技術者が次の各号の一に該当する場合には解任するものとする。

(1)　主任技術者が病気又は精神障害等により長期不在となり、保安の確保上不適当と認められたとき。

(2)　主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2　主任技術者は、前項に該当する場合又は転任若しくは退職の場合のほか、その意に反して解任されない。

（保安教育）

第9条　主任技術者は、従業者に対し電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとする。

（保安に関する訓練）

第10条　主任技術者は、従業者に対し事故その他非常災害が発生したときの措置について実地指導訓練を行うものとする。

（工事計画等）

第11条　室長は、電気工作物の設置及び変更の工事計画を立案するに当たつては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2　主任技術者は、電気工作物の運用の安全を確保するため電気工作物の軽微な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、室長の承認を求めなければならない。

3　室長は、前項の計画の申出を受けたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

（工事の実施）

第12条　主任技術者は、電気工作物の工事計画の実施に当たつては、市場の業務活動等との調整を図り管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

2　電気工作物に関する工事計画の実施に当たつては、室長は必要に応じ作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督の下にこれを施工し、別に定める作業心得に従わなければならない。

3　管理者は、電気工作物に関する工事を請け負わせる場合には常に責任の所在を明確にし、当該工事が完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障がないことを確認して引き取るものとする。

（巡視、点検、測定等）

第13条　従業者は、電気工作物の保安のための巡視、点検、測定等（以下点検等」という。）を行う場合は、別表第2に定める基準により行わなければならない。

2　主任技術者は、点検等の指導監督を行うに当たつては市場の業務活動等との調整を図り、あらかじめ実施計画を作成し室長の承認を経てこれを実施しなければならない。

（点検等に関する室長の義務）

第14条　室長は、点検等の結果法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止措置）

第15条　室長は、事故その他異常が発生したときは、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

（運転、操作等）

第16条　主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序、操作方法等についてあらかじめ定めておかなければならない。

2　従業者は、事故その他異常が発生した場合には、法令に定める事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告し、若しくは連絡し、又は指示を受ける等、適切な応急措置をとらなければならない。

3　室長は、前項の報告し、若しくは連絡すべき事項及び経路を受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

4　従業者は、受電用遮断器の操作に当たつては、必要に応じて関係電気事業者の事業所と連絡して行うものとする。

（危険の表示）

第17条　室長は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

（防災体制）

第18条　室長は、非常災害時に備えて主任技術者と連絡を保ち、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるよう体制を整備しておくものとする。

（非常災害時の指揮監督）

第19条　主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行うものとする。

2　主任技術者は、災害等の発生に伴い危険が認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

（記録）

第20条　担任者（保安業務に従事する建設室職員をいう。以下同じ）は、担当する保安業務に関する記録を、第1号様式、第2号様式及び第3号様式に定めるところにより記録しなければならない。

2　担当者は、担当する主要電気機器の補修記録を第4号様式に定めるところにより記録しなければならない。

3　担任者は、担当する点検等記録、運転日誌その他必要事項を記録しなければならない。

（測定器具類の整備）

第21条　担任者は、電気工作物の保安業務上必要とする測定器具類を常に良好な状態に整備し、これを適正に保管しておかなければならない。

（消耗品、予備品及び備品の整備）

第22条　担任者は、担当する電気工作物の保安業務上必要とする消耗品、予備品及び備品を常に良好な状態に整備し、これを適正に保管しておかなければならない。

（図書類の整備保存）

第23条　室長は、保安業務に関する記録、電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書並びに関係官庁及び電気事業者等に提出した図書その他主要文書又はその写し等を必要な期間整備保存しなければならない。

（責任分界点）

第24条　電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に定めるところによる。

（需要設備の構内配置）

第25条　需要設備の構内における配置は、別図に示すとおりとする。

（細則の制定等）

第26条　この訓令の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

2　この訓令の改正又は前項に定める細則の制定若しくは改正に当たつては、主任技術者の参画のもとにこれを立案するものとする。

附　則

この訓令は、昭和58年10月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1)　組織構成及び指揮命令系統

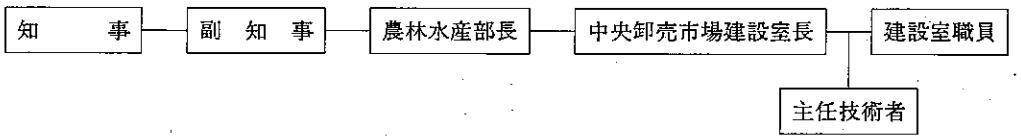

(2)　職務分掌及び職務権限

農　林　水　産　部　長	室　長	主　任　技　術　者
部長は、市場の電気工作物の運営を総括管理するため次の機能を遂行する。	室長は部長の指揮を受け、所属職員を指揮命令し、次の機能を遂行する。	主任技術者は、室長の指揮を受け、所属職員を指揮命令し、次の機能を遂行する。
1　決定事項 (1)　工事計画 (2)　重大電気事故の措置 (3)　保全管理上の重要事項	1　決定事項 (1)　軽易な事項の計画 (2)　補修工事計画及び実施 (3)　運用上の重要事項	1　決定事項 (1)　保全作業の運用 (2)　運転作業の運用 (3)　軽易な事故の処理
2　立案事項 (1)　保安規程及び細則の制定 (2)　所管官庁への提出書類	2　立案事項 (1)　工事計画 (2)　重大電気事故の措置 (3)　保全管理上の重要事項	2　立案事項 (1)　軽易な事項の計画 (2)　補修工事計画及び実施 (3)　運用上の重要事項
3　報告を受けるべき事項 室長の主要業務執行内容	3　報告を受けるべき事項 所属職員の主要業務内容	3　報告を受けるべき事項 (1)　保安業務に従事する職員の日常業務及び指示した事項 (2)　運転及び保全状況
4　連絡調整を図る事項 (1)　県内部の調整 (2)　所管官庁との調整	4　連絡調整を図る事項 (1)　市場内の整備 (2)　電気事業者との調整	4　連絡調整を図る事項 建設室との調整

別表第２（第13条関係）

巡視、点検、測定及び手入基準

対象＼項目		日常巡視点検手入		定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目
受電設備	断路器	1	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異	1	１年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	１年	絶縁抵抗測定
		2	物付着	2	１年	フレ止め装置の機能						
	遮断器	1	外観点検、汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発	1	１年	各部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆変形、ゆるみ	1	３年	遮断速度測定開極投入時間最小動作電圧及び電流	1	１年	絶縁抵抗測定
			錆損傷	2	１年	操作具合、機構点検				2	１年	接地抵抗測定
		2	指示、点灯	3	１年	附属装置の状態				3	２年	絶縁油耐圧試験
		3	その他必要事項	4	１年	油の汚れ、必要によりその特性調査				4	不定期	必要により動作特性
				5	１年	接地線接続部点検						
	母線			1	１年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱				1	１年	絶縁抵抗測定
				2	１年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ						
				3	１年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
	受電用変圧器	1	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、異音、温度	1	１年	各部の損傷腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量	1	５～10年	内部について点検（コイル、接続部リード線、鉄心その他各部）	1	１年	絶縁抵抗測定
				2	１年	接地線接続部点検				2	１年	接地抵抗測定
										3	２年	絶縁油耐圧試験
	計器用変成器	1	外部の損傷、腐食発錆、変形、汚損、温度、異音、ヒューズの異常、その他必要事項	1	１年	各部の損傷腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常				1	１年	絶縁抵抗測定
										2	１年	接地抵抗測定
				2	１年	接地線、接続部点検						
受電設備	避雷器	1	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	１年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	１年	絶縁抵抗測定
										2	１年	接地抵抗測定
				2	１年	接地線接続部点検						
	配電盤	1	計器の異常、表示灯の異常	1	１年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	２年	各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落	1	１年	絶縁抵抗測定
		2	操作、切換開閉器などの異常、その他必要事項	2	１年	接地線接続部点検	2	２年	端子配線符号	2	１年	接地抵抗測定
										3	１年	保護縦電器の動作特性
										4	２年	計器較正、シーケンス試験

	電力用コンデンサー		本体外部点検、漏油、汚損、異音、振動		1年	各部の損傷、腐食					1　年	絶縁抵抗測定
	蓄電池	1 2	液面、沈澱物、色相、極板、隔離板端子、ゆるみ、損傷 表示電池の電圧、比重、温度測定	1 2 3	1年 1年 1年	木台、がい子の腐食、損傷、耐酸塗料のはくり 床面の腐食、損傷 充電装置の動作状況	1 2	3年 3年	充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う。	1 2 3	1か月 1か月 1か月	比重測定 液温測定 各電池の電圧測定
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器遮断器開閉器類	1	受電設備用と同じ	1 2	6ケ月 6ケ月	停止しないで損傷、変形、腐食、油量、発錆、ゆるみ、過熱 その他必要事項 受電設備と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	配電用変圧器								受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	電線及び支持物	1 2	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離 標識、保護さくの状況	1	1年	ケーブル腐食 きれつ損傷				1	1　年	絶縁抵抗測定
	ケーブル	1 2 3	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断堀さく 標識他物との離隔距離	1	1年	ケーブル腐食 きれつ、損傷				1	1　年	絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機その他回転機	1 2	異音、回転、過熱、異臭、吸油状況などに注意する 整流子、刷子集電環点検	1 2 3 4	3ケ月 1年 1年 1年	異音、振動、温度 各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う。 制御装置点検 接地線接続部点検	1 2	3年 3年	温度上昇等により内部分解、点検、コイル、軸受通風付属装置などの手入 温度上昇その他事項を考慮し回転子引出掃除	1 2	1　年 1　年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	照明設備		異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損傷異音、温度、コンパウンド漏れ				1	1　年	絶縁抵抗測定
	配　線		開閉器の点検 湿気、じんあい等に注意	1	1年	開閉器、機具の接続				1	1　年	絶縁抵抗測定
自家発電設備	発電機	1 2 3	外部一般点検 清掃、漏油 異音、回転過熱、異臭状況に注意する 燃料槽の油量及び潤滑油の点検補充				1	50時間	精密点検 （照明管理要領による）	1	1　年	絶縁抵抗測定

	開閉器 遮断器 配電盤 蓄電池 接地装置	受電設備用と同じ		受電設備用と同じ		受電設備用と同じ		受電設備用と同じ

別図（第25条関係）

配　置　図

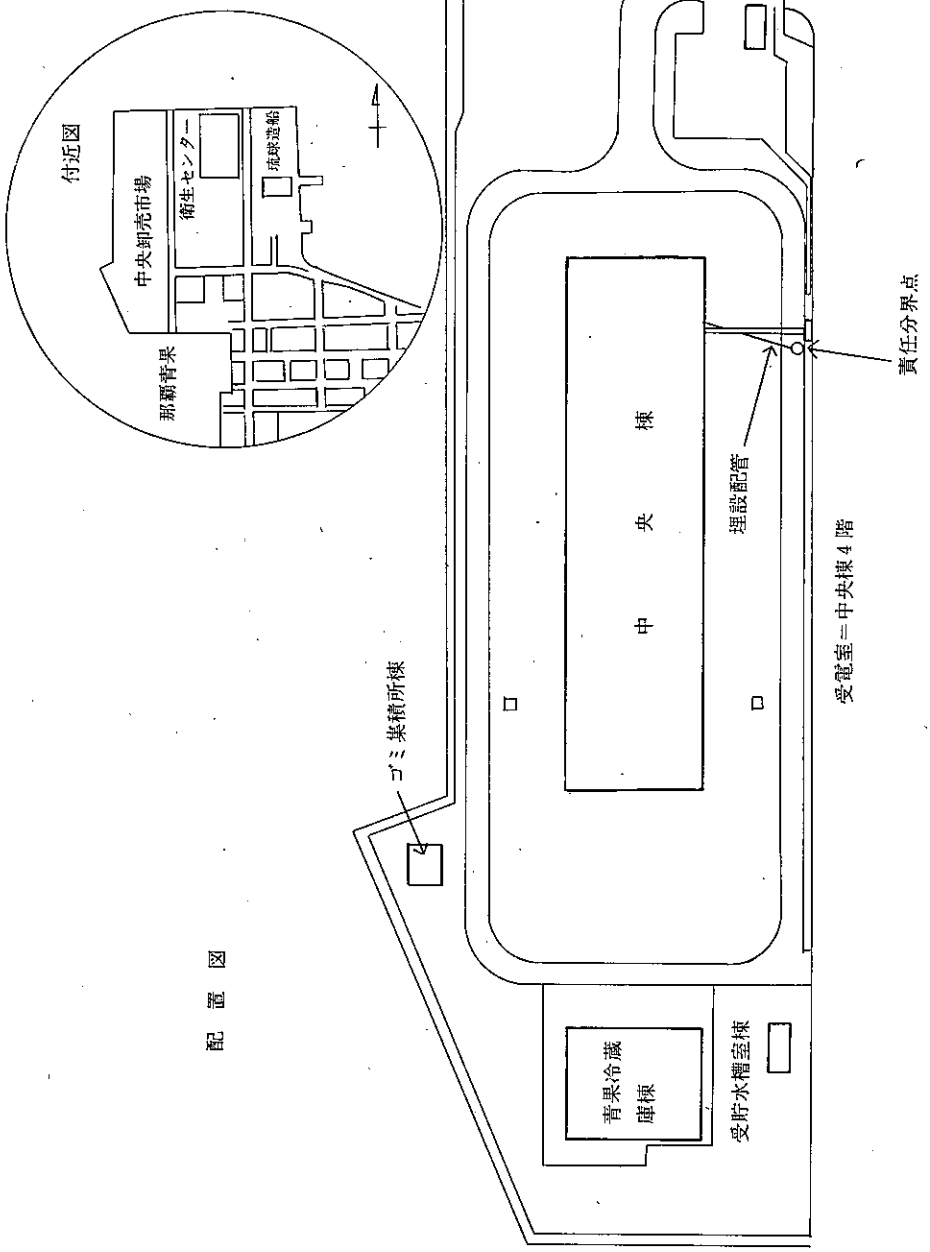

第1号様式（第20条関係）

定　期　点　検　記　録			
設置者名及び事業場名			
所在地			
受電電力及び電圧	受電電力　　KW	受電電圧　　KV	
実施年月日	昭和　年　月　日　天候	気温	C°
検査員氏名		所属	

高圧受電設備単線結線図

注1　責任分界点以降の高圧回路、機器の定格、使用タップ番号等を記入する。
　2　施設変更の場合は、変更部分を朱記すること。

高圧関係絶縁抗測定試験

試験使用機器	Vメガ				製造者名	型式		No.	
種　別	R－S	S－T	T－R	結果	種　別	R－S	S－T	T－R	結果

検地抵抗測定試験

試験使用機器	種類			製造者名	型式		No.	
接地場所	種別	測定値	結果	接地場所	種別	測定値	結果	

継電器試験

用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	限時特性		結果
					タップ	レバー		200%	500%	

試験回路接続図

(注)　整定値は試験時の値を記入すること。

遮断器試験

用途	トリップ機構最小動作電流	整定値	動作状況	備考

制御関係動作試験

種　別	動作状況	備　考	種　別	動作状況	備　考

警報装置試験

種　別	動作状況	備　考	種　別	動作状況	備　考

表示装置試験

種　別	動作状況	備　考	種　別	動作状況	備　考

低圧関係絶縁抵抗測定

回路 機器名	電圧	線間	大地間	結果	回路 機器名	電圧	線間	大地間	結果

絶縁耐力試験

被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	漏えい電流	試験時間	結果

試験回路接続図

試験使用機器の銘板記載事項

機器名	製造者	型式	番号	定格	備考	機器名	製造者	型式	番号	定格	備考

第２号様式（第20条関係）

電気事故報告書（詳報）

昭和　　年　　月　　日

事業者名

件　　名			
事故発生の日時		天　　候	
事故発生の場所			
事故発生の電気工作物		使用電圧	
事故の状況			
事故の原因			
保護装置の種類及び動作の適否			
被害電気工作物の概要			
他に及ぼした障害			
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間	
復旧の日時		復旧に要する費用	
事故再発の防止対策			

被害者	所属	氏名	性別	年令	作業経験年数	被害の内容

自家用電気工作物の概要	業種		発電電力		発電電圧	
			受電電力		受電電圧	

第3号様式（第20条関係）

補修工事報告書

昭和　　年　　月　　日 天気　　温度　　℃

工事件名又は作業名								
停止時間	月　日　時　分より 月　日　時　分まで　　日　時　分間							
機器名及び容量、相型、屋内外、番号製造所その他	機器名							
	容量		型式		定格電圧		定格電流	
	相数		製造年月		製造番号		製造者名	
請求職場								
作業記事 (状況結果) (改善意見) (説明図等)								
絶縁抵抗 その他の記録 測定器名								
作業者名 (社内社外) (員数) (その他の順)								

(注)　1件名1葉のこと、記事は簡単明瞭にすること。

第4号様式（第20条関係）

主要電気機器の補修記録台帳

機器名	製造者	型　式	製造年月	定格容量	備　考	補　修　記　録		

（注）補修記録は、事故に対する事前および事後措置（例：変圧器の取替え、遮断器のプッシング取替え等）等主要な修繕及び改良事項を記載すること。

発行所
沖縄県総務部
文書学事課
電話　66－2117

印刷所　松本タイプ
那覇市久茂地2－24－11　〒900
販売所　株式会社文教図書
那覇市泉崎1－4－6　〒900
購読料　1箇月　800円